

# 第 1 保健福祉課の業務

## 第1-3 障がい者支援チームの業務

### 1 身体障がい者（児）の状況（P61～62 関連資料(1), (2)参照）

県中地域の身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成23年4月1日現在で20,563人（前年比149人増）となっています。

障がい種別では、肢体不自由者（56.8%）が最も多く、内部機能障がい者（27.4%）が続いています。

障がい等級別では、重度（1級及び2級）が全体の55.0%、中度（3級及び4級）が33.5%、軽度（5級及び6級）が11.5%となっており、重度者の比率が高くなっています。

年齢別では、18歳以上の障がい者が98.0%を占めています。

#### 管内身体障がい者手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年度	総数	0歳～17歳	18歳～	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 咀嚼	肢体	内部
H21	20,130	400	19,730	1,356	1,690	182	11,613	5,289
H22	20,414	407	20,007	1,356	1,713	183	11,689	5,473
H23	20,563	415	20,148	1,339	1,729	186	11,678	5,631

### 2 身体障がい者（児）の福祉

身体障がい者の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

#### (1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

サービスは障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付）と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分かれます。

#### ア 介護給付（市町村）

##### (7) 居宅介護（ホームヘルプ）〔障がい程度区分1以上〕

入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービス

##### (4) 重度訪問介護〔障がい程度区分4以上〕

重度の肢体不自由者を対象に、居宅での介護や外出時における移動中の介護を行う総合的なサービス

##### (7) 同行援護〔重度の視覚障がい者〕

・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

- (エ) 行動援護〔障がい程度区分3以上〕  
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者を対象とした行動の際に生じ得る危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護
- (オ) 療養介護〔障がい程度区分5、6〕  
主として日中に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等
- (カ) 生活介護〔障がい程度区分3以上（50歳以上区分2以上）〕  
常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会の提供等
- (キ) 児童デイサービス〔個別療育、集団療育が必要な児童〕  
障がいを有する児童を肢体不自由児施設等に通わせ提供される日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等
- (ク) 短期入所〔障がい程度区分1以上〕  
介護者の病気等を理由に、障害者支援施設等への短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等
- (ケ) 重度障害者等包括支援〔障がい程度区分6〕  
常時介護を要する重度障がい者・障がい児を対象とした居宅介護等の福祉サービスの包括的支援
- (コ) 共同生活介護（ケアホーム）〔障がい程度区分2以上〕  
主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における入浴、排せつ、食事の介護等
- (ク) 施設入所支援〔障がい程度区分4以上（50歳以上区分3以上）〕  
施設入所者を対象に、主として夜間行われる入浴、排せつ、食事の介護等

#### イ 訓練等給付（市町村）

- (ア) 自立訓練（機能訓練）  
自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした身体機能の向上のための有期の訓練等
- (イ) 自立訓練（生活訓練）  
自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした生活能力の向上のための有期の訓練等
- (ウ) 宿泊型自立訓練  
家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援等
- (エ) 就労移行支援  
就労を希望する障がい者に対して提供される就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等
- (オ) 就労継続支援A型  
雇用契約等に基づき生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
- (カ) 就労継続支援B型  
生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
- (キ) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における相談、その他の日常生活上の援助

ウ 地域生活支援事業（市町村）

(7) 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うほか、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

(イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う。

(ウ) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。

(エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う。

(オ) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

(カ) その他の事業

日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者更正訓練費支給、身体障がい者就職支度金支給等

エ 自立支援医療（市町村、県）

障がい者に必要な医療の給付を行います。

(7) 育成医療（障がい児）

(イ) 更生医療（身体障がい者）

(ウ) 精神通院医療（精神障がい者）

オ 補装具費支給制度（市町村）

身体の部位欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために用いられる用具の交付及び修理を行います。

(2) 障害者自立支援法以外の身体障害者福祉法による援護施策

ア 身体障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 身体障がい者相談員の配置

身体障がい者の福祉の増進のため、管内11市町村に13人の民間人を相談員として委嘱、配置し、身体障がい者のあらゆる問題について相談に応じ、関係機関への連絡、身体障がい者援護施策の啓発等を行います。

ウ 身体障がい者手帳交付（P61～62 6 関連資料(1), (2)参照）

補装具、更生医療の給付、施設への入所等の身体障がい者福祉法上の各種援護を受ける場合や、税の減免、JR運賃の割引等の各種制度を利用する際に、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます（県障がい者総合福祉セン

ター)。

エ 在宅重度身体障がい者訪問審査

日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対し、医師等を派遣して診査及び更生相談を行い、福祉の増進を図ります(市町村)。

オ 社会事業授産施設等運営事業

身体障がい者が生活保護法に基づく授産施設に入所する際、基準該当施設に事務費を交付します(市町村)。

カ 65歳未満の身体障がい者の介護保険法のデイサービス・短期入所の利用(市町村)

キ 障がい者自立生活センター支援事業

障がい者自ら運営する相談事業に対して、運営を補助します(市町村)。

(3) 県単独による施策

ア 重度心身障がい者医療費補助金の交付(P64 6 関連資料(4)参照)

重度心身障がい者の健康保持とその福祉増進を図るため、医療費自己負担額を公費で負担します。

イ 在宅重度障がい者対策事業補助金の交付(P64 6 関連資料(4)参照)

在宅重度障がい者の日常生活において、常に医療的介助を必要とする方に治療材料等を給付することによって経済的負担の軽減を図ります。

ウ 人工透析患者通院交通費補助金の交付(P64 6 関連資料(4)参照)

腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減を図るため、障がい者の人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。

(4) その他の施策

ア 特別障害者手当等支給制度(P63 6 関連資料(3)参照)

在宅の重度障がい者(児)に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者(児)の福祉の向上を図ります。

イ J R及びJ Rバス運賃の割引

ウ 県内民間バス運賃の割引

エ 航空運賃の割引

オ 税法上の優遇措置

カ 有料道路における特別割引制度

キ NHK放送受信料の減免

ク 公営住宅の優先入居

3 知的障がい者(児)の状況(P65 6 関連資料(5)参照)

県中地域の知的障がい者数(療育手帳所持者数)は、平成23年4月1日現在で3,994人(前年比114人増)となっています。

障がい程度別では、A(最重度及び重度)は1,547人(同17人増)で、全体の38.7%を、B(中度及び軽度)は2,447人(同97人増)で、全体の61.3%を占めています。

年齢別では、18歳未満の知的障がい児は1,034人(同17人増)で全体の25.9%、18歳以上の知的障がい者は2,960人(同97人増)で全体の74.1%となっています。

管内療育手帳保持者数の推移

(各年度 4月1日現在)

年 度	総 数	0歳～17歳	18歳～	A	B
H21	3,722	952	2,770	1,487	2,235
H22	3,880	1,017	2,863	1,530	2,350
H23	3,994	1,034	2,960	1,547	2,447

#### 4 知的障がい者（児）の福祉

知的障がい者（児）の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

- (1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）  
P50～52を参照ください。

- (2) 知的障害者福祉法による援護施策

ア 知的障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 知的障がい者更生相談所（県障がい者総合福祉センター）

医学的、心理学的及び職能的判定を行い、指導方針を与えます。

ウ 知的障がい者相談員

知的障がい者を家族に持つ家庭における教育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、管内11市町村に10人の民間人を相談員として委嘱、配置し、知的障がい者の福祉増進に努めます。

エ 療育手帳の交付（P65 6 関連資料(5)参照）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳の交付を行います（県障がい者総合福祉センター）。

オ 職親委託

知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の自立更生を図ります（市町村）。

- (3) 県単独による施策

ア 障がい児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、県中地域及び圏域における療育機能との重層的な連携を図ることによって、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

イ 発達障がい児地域療育機能強化事業

発達障がい児の地域における生活を支えるため、専門的な療育機関を活用した療育体験実習等に基づく助言や情報提供等を行い、県発達障がい者支援センターと連携して、発達障がい児等及びその家族等を支援します。

ウ 発達障がいサポートコーチ事業

発達障がい児の地域における生活を支えるため、県発達障がい者支援センターの専門的な相談支援をもとに市町村や関係機関と連携を図りながら、利用できる支援機関をコーディネートし、個別支援計画による支援支援体制の整備を促進することにより、発達障がい児（者）等及びその家族等の福祉の向上を図ります。

エ 重度心身障がい者医療費公費負担（身体障がい者（児）に同じ）

オ 障がい者小規模作業所運営事業（身体障がい者（児）に同じ）

(4) その他の施策（P53「(4) その他の施策」を参照ください。）

## 5 精神保健福祉

一般住民への心の健康づくりのための啓発活動を行うとともに、精神疾患を持つ人の早期発見、適正医療ができるよう相談等を実施しています。

また、精神障害者への社会復帰のための社会資源の整備推進や相談指導等を行っており、今後も、精神障がい者に対するリハビリテーションとノーマライゼーションの推進を図られるよう、地域精神保健活動の充実や福祉施策の推進に努めます。

また、福島県での自殺者数が平成10年より連続して500人を越える現状をふまえて自殺対策の強化を図り、自殺数の減少につなげるよう、総合的な自殺対策の推進をしています。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

P50「2 身体障がい者（児）の福祉」を参照ください。

(2) 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、精神疾患の早期治療、精神障がい者の社会復帰及び自立を促進し、精神的健康の保持・増進に努めています。

年度	来所相談	所外相談	電話相談	文書相談	延件数 計
H18	63	32	261	0	356
H19	66	64	351	2	483
H20	96	76	431	2	605
H21	76	5	322	14	417
H22	102	23	381	23	529

### 心の健康相談開催状況（上記再掲）

精神保健福祉業務の一環として、定期的に「心の健康相談会」を開催し、一般的な精神面の悩みはもとより、ひきこもり、自殺関連、思春期・青年期の問題、アデクションなど、様々な問題に対し、精神科専門医師により対応しています。

年度	開催	実施	延	主訴内訳（再掲）				
				医療保護	社会復帰・福祉	日常生活	経済	その他
H21	12回	11回	24	10	7	4	0	0
H22	12回	10回	22	5	3	13	0	1

(3) 措置入院患者及び移送等

精神障がい又はその疑いのある者のうち、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れがある」として通報等があった者に対し、調査の上必要な場合には精神保健指定医による診察を実施し、必要な者に対し入院措置及び適切な医療及び保護を行っています。

年度	一般人の申請	警察官の通報	検察官の通報	保護観察所の長の通報	矯正施設の長の通報	合計
H21	1	33	6	4	0	44
H22	0	67	4	10	0	81

年度	通報受理件数	診察件数	措置入院		34条移送	退院請求
			継続	新規		
H18	30	25	5	9	5	5
H19	44	35	2	9	24	6
H20	44	34	2	8	23	6
H21	44	42	5	12	10	10
H22	81	71	2	36	18	14

(4) 自立支援医療申請承認及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年度からは通院医療公費負担が自立支援医療（精神通院医療）に移行されました。

申請件数

年度	自立支援医療				精神障害者保健福祉手帳				
	申請		承認		申請		承認		
H18	1,617		1,614		604		599		
H19	4,924		4,918		974		968		
H20	5,455		5,455		682		677		
H21	計	郡山市	管内市	郡山市	管内市	郡山市	管内市	郡山市	管内市
		町村	町村	町村	町村	町村	町村	町村	町村
	5,758	3,569	2,189	3,178	2,086	762	433	734	381
H22	6,253	3,946	2,307	3,946	2,307	701	342	685	337

(郡山市分含む)

(5) ひきこもり対策事業

ア ひきこもりに関する理解を深め、家族教室へ繋げることを目的として、講演会を開催しています。

開催月日	内 容	参加者数
平成22年5月21日	会場：田村市船引公民館 「ひきこもりとその支援方法」 県中保健所 主任保健技師 古戸順子	58名
平成22年6月29日	会場：小野町役場 「ひきこもりとその支援方法」 県中保健所 主任保健技師 古戸順子	39名
平成22年7月 6日	会場：田村市船引公民館 「ひきこもり体験者と支援者からのメッセージ」～ひきこもりから一歩踏み出すために～ NPO法人ビーンズふくしま 若月ちよ 他当事者 2名	47名
平成22年7月12日	会場：須賀川市産業会館 「ひきこもり体験者と支援者からのメッセージ」～ひきこもりから一歩踏み出すために～ NPO法人ビーンズふくしま 若月ちよ 他当事者 2名	36名

イ ひきこもり本人、家族に対する支援として相談、家族教室を実施しています。

年 度	相談件数		家族教室参加者数		
	実数	延数	実施回数	実数	延数
H18	13	21	7	17	78
H19	18	31	7	16	54
H20	17	43	8	20	80
H21	17	24	7	9	44
H22	11	19	5	15	36

ウ ひきこもり家族会の修了者による家族会「飛鳥の会」が平成18年4月に立ち上がり、家族会への相談支援を行っています。

年 度	家族会相談支援者数		
	支援回数	実数	延数
H18	11	12	89
H19	11	13	101
H20	11	14	97
H21	6	14	61
H22	6	15	85

(6) 精神保健普及啓発

住民の精神保健福祉に対する正しい知識と理解を深め、精神的健康の保持増進を図ることができるように、講演会等を行っています。

年 度	開催状況	
	開催回数	参加人員
H18	14	573
H19	9	507
H20	15	989
H21	33	2,812
H22	11	455

(7) 社会適応訓練事業委託状況

通院中の精神障がい者の中で、障害のために通常の就職が困難な人を対象に、一定期間事業所に作業の訓練を委託して、円滑な社会復帰のための援助を行っています。

年 度	委託事業所数	対 象 者 数	訓 練 延 日 数
H18	3	6	1,009
H19	3	4	503
H20	1	2	237
H21	1	1	167
H22	0	0	0

(8) 病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び厚生労働省通知に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、担当職員及び指定医が精神病院に立入検査を実施しています。

年 度	病 院 数	一般実地指導	特別実地指導
H18	5	3	2
H19	5	4	1
H20	5	3	2
H21	5	4	1
H22	5	4	1

(9) 社会資源の整備状況

精神障がい者の人権に配慮された施設運営を目的に施設の指導監査等を行っています。

ア 精神障がい者の社会復帰施設等 (平成22年4月1日)

施設種別	郡山市	須賀川岩瀬地域	石川地域	田村地域	計
生活訓練施設	2				2
福祉ホーム		1			1

イ 社会復帰施設指導

年度	指導事業所数
H22	3

(10) 自殺対策緊急強化基金事業

平成21年度から23年度までの特別対策事業として、自殺者数の減少を目的と

して相談体制の整備や人材育成、自殺対策に係る民間団体の活動支援等により、地域における自殺対策の強化を図っています。

ア 普及啓発実施状況

年度	重点地域	県中地域の自殺予防・自殺対策テーマ
H21	須賀川方部	あなたは大切な人 ♡ みんなで守ろう大切な命 ～きづく・つなぐ・まもる～
H22	石川方部	自死（自殺）対策 私たちにできること ～きづく・つなぐ・まもる～
H23	石川方部 田村方部	いのち支える自殺対策 ～つながる“わ” ささえる“わ”～

年度	普及啓発				自殺予防		リーダー研修		会議・研修会	
	回数	件数	内訳回数	内訳人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
H21	19	2,010	3	16	1	80	1	66	17	52
H22	23	5,639	3	20	1	250	3	72	13	196

イ 家族教室等実施状況

(平成22年度)

	開催回数	参加人数
うつ病家族教室	2回	実6人、延11人
遺族支援 (石川方部自死遺族の会)	3回	実4人、延7人

ウ 自殺対策緊急強化基金事業補助金の交付

地域における自殺対策を緊急に強化するために必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援することを目的に、補助金を交付しています。

年度	実施市町村数	事業名（実施市町村名）
H21	3町村	普及啓発事業（田村市・鏡石町・天栄村）
H22	12市町村	普及啓発事業他（郡山市を含む管内全市町村）

(11) 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業

精神科病院に入院している精神障がい者が、自ら望む地域で自立した生活をできるように退院に向けた支援を行い、地域の理解を深め、受入体制の整備を図ることを目的に実施しています。

ア 委託医療機関の実施状況

年度	委託医療機関名	事業対象者数	退院者数
H21	星ヶ丘病院	10	5
	あさかホスピタル	10	3
H22	針生ヶ丘病院	11	6

H22年度は震災により退院時期が延期となり、H23年5月末の退院者数

イ ワーキンググループの開催

(全体会)

	開催日時	内 容	参加者
第1回	22. 7. 23	平成21年度実施結果報告、平成22年度方針 対象者の決定	42人
第2回	22. 12. 21	平成22年度事業の進捗状況報告、社会資源の少ない地域におけるサポート体制についての検討	42人

(退院促進部会)

	開催日時	内 容	参加者
第1回	22. 4. 15	平成22年度の実施計画、退院促進部会の準備	7人
第2回	22. 7. 20	・ 県中地域の「地域で暮らしたい」を支援する社会資源情報誌の作成について ・ グループホーム空き情報の把握システムについて ・ 住居の確保に関する課題についての検討	11人
第3回	22. 9. 22	〃 〃	12人

ウ 委託医療機関への支援

	針生ヶ丘病院	H21年度委託機関
個別支援計画策定会議	4回	15回
事業推進のための支援	8回	
ピアサポートグループへの支援	0回	
家族への支援	3回	
院内関係者への説明、研修等	5回	

エ 精神障害者理解促進基礎研修会

開催月日	内 容	参加者数
平成23年2月4日	会場：福島県農業総合センター 内容： (1) 体験談「退院してよかった ～私らしい地域での暮らし方～」 当事者2名 (星ヶ丘病院、あさかホスピタル退院者) (2) 講演「精神障がいがあっても住み慣れた地域で暮らすために」～まちに溶け込んだ暮らしを支援する～ 国際医療福祉大学 教授 荻原喜茂	130人

## 6 関連資料

### (1) 市町村別身体障がい者手帳交付状況

(平成23年4月1日現在)

区分 市町村	身体障がい者数		左の障がい別内容										人口 (現住人口) B	手帳交 付率% A/B
	A	うち18歳 未満	視覚		聴覚		音声		肢体		内部			
			うち18歳 未満	うち18歳 未満	平衡	うち18歳 未満	言語	うち18歳 未満	うち18歳 未満	うち18歳 未満				
鏡石町	448	8	30	1	31	1	0	0	252	4	135	2	12,788	3.5
天栄村	331	3	24	1	25	2	4	0	202	0	76	0	6,254	5.3
石川町	788	9	41	0	55	1	7	0	472	8	213	0	17,656	4.5
玉川村	368	4	23	0	27	1	1	0	211	2	106	1	7,199	5.1
平田村	344	4	23	0	28	1	2	0	206	2	85	1	6,860	5.0
浅川町	274	5	18	2	16	1	2	0	175	1	63	1	6,825	4.0
古殿町	313	4	15	0	19	1	2	0	198	2	79	1	5,952	5.3
三春町	724	12	52	1	66	1	10	0	399	8	197	2	18,022	4.0
小野町	533	10	44	0	61	1	3	0	280	4	145	5	11,084	4.8
町村計	4,123	59	270	5	328	10	31	0	2,395	31	1,099	13	92,640	4.5
郡山市	11,470	282	742	6	1,007	55	105	2	6,411	159	3,205	60	337,600	3.4
須賀川市	3,122	57	191	4	229	12	29	1	1,802	28	871	12	78,854	4.0
田村市	1,848	17	136	1	165	2	21	0	1,070	11	456	3	40,045	4.6
市計	16,440	356	1,069	11	1,401	69	155	3	9,283	198	4,532	75	456,499	3.6
合計	20,563	415	1,339	16	1,729	79	186	3	11,678	229	5,631	88	549,139	3.7

## (2) 市町村別等級別年齢別身体障がい者数

(平成23年4月1日現在)

区分	身体障 がい者数 合 計	等 級 別 身 体 障 がい 者 数						年 齢 別 身 体 障 がい 者 数	
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	0～17歳	18歳～
市町村									
鏡 石 町	448	156	64	72	98	21	37	8	440
天 栄 村	331	92	57	60	67	28	27	3	328
石 川 町	788	262	144	131	151	53	47	9	779
玉 川 村	368	127	67	48	82	20	24	4	364
平 田 村	344	120	66	51	57	23	27	4	340
浅 川 町	274	96	42	39	60	22	15	5	269
古 殿 町	313	119	48	41	62	26	17	4	309
三 春 町	724	243	130	96	165	42	48	12	712
小 野 町	533	178	81	82	115	37	40	10	523
町村計	4,123	1,393	699	620	857	272	282	59	4,064
郡 山 市	11,470	4,519	2,101	1,446	2,240	563	601	282	11,188
須 賀 川 市	3,122	1,104	511	443	656	202	206	57	3,065
田 村 市	1,848	621	358	246	374	113	136	17	1,831
市 計	16,440	6,244	2,970	2,135	3,270	878	943	356	16,084
合 計	20,563	7,637	3,669	2,755	4,127	1,150	1,225	415	20,148

(3) 町村別特別障害者手当等受給状況

(平成22年度)

区分 町村名	特別障害者手当										障害児福祉手当										経過的福祉手当								
	前 年 度 末 受 給 者 数	受 付 件 数	処 理 数		受給資格喪失件数					受 給 者 数	前 年 度 末 受 給 者 数	受 付 件 数	処 理 数		受給資格喪失件数					受 給 者 数	前 年 度 末 受 給 者 数	転 入 件 数	受給資格喪失件数					受 給 者 数	
			認 定	却 下	障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計				認 定	却 下	障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計				障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計		
																													当
鏡石町	5	0						0	5	9	1	1				1	1	9	0	0					0	0			
天栄村	6	0					2	2	4	3	0							0	3	0	0				0	0			
石川町	15	2	2			3		3	14	8	1	1						0	9	0	0				0	0			
玉川村	7	0				1		1	6	5	0						1	1	4	1	0				0	1			
平田村	6	0				1		1	5	2	1	1						0	3	0	0				0	0			
浅川町	0	0						0	0	6	2	2						0	8	1	0				0	1			
古殿町	4	0						0	4	1	0							0	1	0	0				0	0			
三春町	19	3	3			1		1	20	11	3	3			1			3	4	10	1	0		1		1	0		
小野町	5	2	2			1		1	6	4	0							0	4	0	0				0	0			
合計	67	7	7	0	0	7	0	3	0	10	64	49	8	8	0	0	1	1	4	6	51	3	0	0	1	0	0	1	2

注) 受付件数には、前年度末未処理件数を含む。

## (4) 市町村別重度障がい者支援事業給付状況

(平成22年度)

事業 市町村名	重度心身障がい者医療費補助事業		在宅重度障がい者対策事業			人工透析患者通院交通費補助事業	
	給付件数	給付額(円)	治療材料費 給付件数	衛生機材費 給付件数	給付額(円)	補助対象 人員	給付額(円)
鏡石町	4,244	19,051,680	36	59	344,000	2	235,480
天栄村	3,057	13,571,576	36	0	108,000	2	331,722
石川町	8,384	36,930,189	35	88	457,000	14	686,558
玉川村	3,297	14,319,983	83	0	249,000	1	75,918
平田村	3,885	21,447,412	0	15	60,000	10	453,857
浅川町	2,900	13,162,262	19	12	105,000	9	466,686
古殿町	3,726	16,306,204	12	0	36,000	2	243,515
三春町	6,591	34,010,853	84	27	360,000	3	279,674
小野町	4,876	28,099,507	60	55	400,000	4	333,211
町村計	40,960	196,899,666	365	256	2,119,000	47	3,106,621
郡山市	130,195	618,617,000					
須賀川市	32,274	144,449,582	368	110	1,542,517	0	0
田村市	20,810	92,367,978	286	107	1,286,000	23	1,564,487
市計	183,279	855,434,560	654	217	2,828,517	23	1,564,487
合計	224,239	1,052,334,226	1,019	473	4,947,517	70	4,671,108

注) 中核市の在宅重度障がい者対策事業及び人工透析患者通院交通費補助事業については、補助対象外である。

## (5) 市町村別療育手帳交付状況

(平成23年4月1日現在)

項目 市町村名	療育手帳									人口	療育手帳 交付率 %
	A			B			合計		総計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上			
鏡石町	9	22	31	21	32	53	30	54	84	12,788	0.7
天栄村	2	24	26	5	17	22	7	41	48	6,254	0.8
岩瀬郡計	11	46	57	26	49	75	37	95	132	19,042	0.7
石川町	8	62	70	17	65	82	25	127	152	17,656	0.9
玉川村	3	18	21	7	28	35	10	46	56	7,199	0.8
平田村	2	15	17	7	45	52	9	60	69	6,860	1.0
浅川町	5	19	24	9	24	33	14	43	57	6,825	0.8
古殿町	2	14	16	8	30	38	10	44	54	5,952	0.9
石川郡計	20	128	148	48	192	240	68	320	388	44,492	0.9
三春町	9	53	62	25	76	101	34	129	163	18,022	0.9
小野町	4	29	33	12	44	56	16	73	89	11,084	0.8
田村郡計	13	82	95	37	120	157	50	202	252	29,106	0.9
郡部計	44	256	300	111	361	472	155	617	772	92,640	0.8
郡山市	239	605	844	421	967	1,388	660	1,572	2,232	337,600	0.7
須賀川市	54	207	261	99	265	364	153	472	625	78,854	0.8
田村市	21	121	142	45	178	223	66	299	365	40,045	0.9
市部計	314	933	1,247	565	1,410	1,975	879	2,343	3,222	456,499	0.7
合計	358	1,189	1,547	676	1,771	2,447	1,034	2,960	3,994	549,139	0.7